小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第２号

熊本県葦北郡芦北町大字女島1732番地

再生債務者　釜　　博幸

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成28年７月22日　熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（再イ）第２７号

川崎市中原区下沼部1761番地　405

再生債務者　大政　芳行

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成28年７月28日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１１号

千葉県市川市南八幡１丁目23番１―201号

再生債務者　植村　知弘

1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月16日まで

4　一般異議申述期間　平成28年８月30日から平成28年９月13日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第１号

鹿児島県志布志市松山町新橋4251番地１

再生債務者　福水　裕子

1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月19日まで

4　一般異議申述期間　平成28年９月２日から平成28年９月９日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２８年（再ロ）第１号

千葉県富津市小久保2651番地１

再生債務者　粕谷　晴美

1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月22日まで

4　一般異議申述期間　平成28年９月１日から平成28年９月15日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（再ロ）第５号

熊本市東区月出４丁目４番145―303号　コアマンシヨン女子大通

再生債務者　冨野　直子

1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月25日まで

4　一般異議申述期間　平成28年９月８日から平成28年９月15日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（再ロ）第５号

長野県松本市梓川梓13番地８

再生債務者　塩入　朝祐

1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月26日まで

4　一般異議申述期間　平成28年９月９日から平成28年９月16日まで

長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第５号

千葉市花見川区浪花町909番地23

再生債務者　芦澤　成晃

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月12日まで

平成28年７月28日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第１号

静岡県浜松市浜北区小松996番地の１　パラッツォ101号

再生債務者　喚田　康佑

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月19日まで

平成28年７月29日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２８年（再ロ）第１号

愛媛県新居浜市新須賀町１丁目４番11号

再生債務者　稲田　忠義

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月19日まで

平成28年７月29日　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（再ロ）第１号

富山県黒部市中新174番地２

再生債務者　丸山　祐市

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月23日まで

平成28年７月27日　富山地方裁判所魚津支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号

秋田県横手市雄物川町薄井字下船沼52番地１

再生債務者　柴田　成人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月29日　秋田地方裁判所横手支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年８月８日　　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科）及び番号

(1)　中学校教諭一種免許状（数学）
平11中一第411号

(2)　高等学校教諭一種免許状（数学）
平11高一第379号

2　授与年月日及び授与権者

(1)　平成12年３月23日　千葉県教育委員会

(2)　平成12年３月23日　千葉県教育委員会

3　氏名及び本籍地
橋川　　良　奈良県

4　失効年月日
平成28年６月10日

5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年８月８日　　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科）及び番号

(1)　小学校教諭一種免許状
平17小一第627号

(2)　中学校教諭一種免許状（国語）
平17中一第1545号

(3)　高等学校教諭一種免許状（国語）
平17高一第2094号

2　授与年月日及び授与権者

(1)　平成18年３月23日　千葉県教育委員会

(2)　平成18年３月23日　千葉県教育委員会

(3)　平成18年３月23日　千葉県教育委員会

3　氏名及び本籍地
角地　健二　長野県

4　失効年月日
平成28年６月29日

5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙)　計算書類の公告義務はありません。

(丙)　計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号
(甲)　日本調剤株式会社
代表取締役　三津原　博

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号
(乙)　有限会社きしねファーマシー
代表取締役　三津原　博

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号
(丙)　有限会社大倉山ファーマシー
代表取締役　三津原　博